

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第121回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年3月28日（月）14時00分～15時05分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

北林総合通信基盤局電気通信事業部長、
林総合基盤局総務課長、木村事業政策課長、
川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官
河合料金サービス課課長補佐、瀬島料金サービス課課長補佐、
永井料金サービス課課長補佐、
古賀電気通信技術システム課長

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）について【諮問第3148号】

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について【諮問第3149号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定）について【諮問第3150号】

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

開 会

○三友部会長 皆さん、こんにちは。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会、第121回を開催いたします。本日はWeb会議を開催しており、委員8名中8人全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

Web会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それではお手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項1件、諮問案件2件、報告事項1件でございます。

議 題

(1) 答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）について【諮問第3148号】

○三友部会長 初めに、諮問第3148号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）について」審議いたします。

本件は、本年1月14日金曜開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月15日土曜から2月14日月曜までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、2月17日木曜から3月2日水曜までの間、2回目の意見招請を実施いたしました。

それらの結果を踏まえまして、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは相田主査、よろしく願いいたします。

○相田接続委員会主査　それでは諮問第3148号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）」につきまして、資料121-1に従って、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要については資料121-1の68ページ以降に掲載してございますが、令和4年度に適用する加入光ファイバに係る接続料の改定及び実績原価方式に基づく接続料の改定を行うため、接続約款の変更を行うものです。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、3月18日金曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料121-1の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

併せて、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して1点の項目について要望することと致しております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料121-1の2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては総務省から御説明いただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

○永井料金サービス課課長補佐　総務省でございます。

それでは資料2ページから中身について御説明させていただきます。

まず2ページ、意見提出者及び再意見提出者の一覧が記載されてございます。御覧のとおり意見提出者6件、再意見提出者12件となっております。この後、意見の内容が多いことから、主な意見、再意見及び考え方につきまして次のページから御説明させていただきます。

まず意見1でございます。ソフトバンクから意見がございました。NTT東西のシェアアクセス1芯当たり契約数の実績及び接続料の算定期間における見込み値について開示すべきであるとの意見でございます。こちらにつきまして、黒四角がNTT東西からの再意見でございます。接続事業者や当社における1契約当たりのサービス原価等が

重要な経営情報に当たるため、また接続事業者や当社の営業活動や経営に対する甚大な影響があるため開示すべきではないとの再意見がございました。

考え方1でございます。シェアドアクセス1芯当たりの契約数の開示につきまして、総務省、NTT東西で調整・検討を行った結果、過去に開示した実績はあるものの、当該契約につきましては両社及び接続事業者の重要な経営情報に当たるため開示は困難である旨の回答があったものと承知しており、当該契約者数は開示になじまない情報であると整理いただいております。

次のページに移りまして、一方で、接続料の適正性の確保を図る観点から、当該契約数を向上させるための取組としまして、NTT東西は光配線区画の見直しを従前から行っているものと承知しており、総務省においては引き続き当該取組の実施状況を注視することが適当とまとめていただいております。

続きまして意見2でございます。ソフトバンクからの意見でございます。加入光ファイバの算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に耐用年数の見直し状況について総務省が検証し、接続料の算定時に適用されている耐用年数と検証結果に乖離がある場合には速やかに接続料を見直すべきであるとの意見でございます。

再意見といたしましてNTT東西から、光ファイバの耐用年数の見直しは接続料の低廉化を目的とするものではなく、適正な決算を行う、財務会計上の観点から行うものであること、また、次期接続料の認可申請までに検証結果を総務省に報告するとの再意見を提出いただいております。

考え方2において、光ファイバの経済的耐用年数については適時適切に見直していく必要があることから、総務省においては、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東西に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証することが適当であり、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東西に対し要請することが適当とまとめていただいております。

続きまして意見3でございます。こちらもソフトバンクからです。景気の良化により自己資本利益率が増加した場合、報酬額・接続料が大きく上昇することが懸念されるため、様々な観点から報酬額の在り方について包括的に議論すべきであることや、光ケーブルの未利用芯線について、実態把握の強化に向けた取組の妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取組がなされるべきであるとの意見でございます。

考え方3でございます。報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、今後の報酬額の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と整理いただいております。また、未利用芯線につきましては、NTT東西から加入光ケーブル資産に関するデータ及び評価分析結果の提供を今後も定期的に受け、それを基に検証し、関連データについてはできる限り一般公表されることが適当であり、サンプル数のさらなる増加といったことについては、NTT東西において引き続き検討することが適当であるとまとめていただいております。

続きまして意見4に移ります。こちらは楽天モバイルからでございます。加入光ファイバの接続料について、将来原価方式による算定が引き続き有効であること、また、乖離額を調整することを前提に運用されることが望ましいとの意見でございます。

考え方4でございます。令和5年度以降に適用される加入光ファイバの接続料の算定方法については、接続約款の認可プロセス等を通じてその適正性を確認することが適当であること、また、原則といたしましては、将来原価方式により算定をする場合には調整額は0とされておりまして、乖離額調整が必要と認められる場合には、接続料規則第3条に基づく許可申請を行うことが適当であるとまとめていただいております。

続きまして意見5に移ります。こちらはKDDI、ソフトバンクから意見が出てございます。加入光ファイバの需要の増加が想定され、接続料の低廉化の必要性はさらに増してきているため、今後も継続したコスト削減・効率化の対応をNTT東西において実施するよう要望するとともに、総務省においてもNTT東西からの報告を継続して受領し注視や検証を実施する必要があるとの意見でございます。

考え方5でございます。令和3年度の接続料改定に係る約款の変更認可における答申を踏まえまして、総務省からNTT東西に対して行われた要請を受け、令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について総務省に報告されることになっていると承知しており、NTT東西におきましては、引き続き効率化及び費用削減に努めるとともに、総務省においては、当該報告を通じてNTT東西の取組を注視し、必要に応じ制度的な対応を含めて検討することが適当であるとまとめていただいております。なお、来年度以降の当該報告につきましては、業務区分ごとの費目を用いまして費用の内訳を分類するなどした上で、各項目の削減・効率化の程度が可視化される形で報告されることが適当とまとめていただいております。

続きまして意見6に移ります。KDDIからの意見でございます。利用者の解約後に残置する引込線について、接続事業者の負担総額が年々増加しているため、低廉化が必要であるため、引込線転用スキームの早期実現が重要であるが、引込設備に関する接続料の在り方についても今後議論する必要があるとの意見でございます。

考え方6でございます。現在、事業者間協議が実施されております、接続事業者と光コラボ事業者間の引込線転用による工事削減のスキームが当該総額の緩和にも資するものと考えられることから、早期に実現されることが重要であり、総務省においては、その状況も注視しつつ、必要に応じて引込線設備等の維持負担に関する接続料の在り方を検討することが適当とまとめていただいております。

続きまして意見7に移ります。こちらもKDDIからの意見でございます。引込線の撤去についての意見でございます。撤去に係る負担額は直近5年間で増加傾向にあり、消費者保護のための新しいルールが制定されたことで、撤去に際した費用を全額請求できないケースが増加する見込みであり、接続事業者に影響があるとの意見でございます。

考え方7でございます。撤去に関する負担額については、NTT東西において引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとともに、総務省においてはその取組を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討することが適当とするとともに、消費者保護ルールの在り方に関する検討会での議論を踏まえ、改正・公布された電気通信事業法施行規則におきましては、消費者保護の充実という趣旨でスイッチングコストの低減を図っており、同規定は解約時に一括して工事費を請求することを原則禁止しているにすぎず、必ずしも所要費用全額を回収することを禁じているわけではないと承知しているとまとめていただいております。

ここまでが加入光に関する意見でございます。

意見8からが実績原価方式の関係の意見でございます。

意見8、ソフトバンクからの意見でございます。接続事業者の予見性を高める観点から、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や、その要因を把握した場合には、早期に情報開示することを要望するとの意見でございます。

こちらにつきましてはNTT東西から可能な限り開示するとの再意見が提出されておりますし、考え方といたしましても、NTT東西において可能な限り毎年度10月末に開示する考えが示されており、総務省において取組を注視していくことが適当とまとめていただいております。

続きまして意見9でございます。ドライカップ回線の減損処理につきまして、継続的に実施すべきであるとの意見がソフトバンクから出ております。

NTT東西からは、減損処理につきましては必要に応じ対応を進めていくとの再意見が提出されております。

考え方9といたしましては、NTT東西において引き続き効率化に努めることが適当とまとめていただいております。

続きまして意見10です。こちらもソフトバンクからです。作業単金の低廉化につながるよう、作業効率化をNTT東西に検討するよう要望するとの意見でございます。

こちらの再意見といたしまして、引き続き費用削減及び効率化に努めるという再意見がNTT東西から出てきております。

考え方10です。NTT東西において引き続き効率化、費用削減の取組を進めるとともに、総務省においてはその取組を注視することが適当とまとめていただいております。

意見11以降はその他の意見でございます。

意見11は、JAIPAからの意見でございます。IPoE接続のゲートウェイルータについて、利用中止費の扱いを本則の扱いに戻すべきであるとの意見でございます。

考え方11でございます。令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可時の答申を踏まえまして、総務省からNTT東西に対して行われた要請を受け、昨年10月末に協議を踏まえた検討内容についてNTT東西から総務省に報告を行っており、その報告内容につきましては、接続料の算定等に関する研究会に対して総務省から報告され、今後、当該研究会において本件に関する議論を進め、総務省及びNTT東西はその議論の結果を踏まえ必要な対応を取ることが適当とまとめていただいております。

続きまして意見12に移ります。こちらもJAIPAからでございます。NGNのユーザ単位接続料の設定やIPoEへの単県参入といった議論が進展していないため、実施すべきであるとの意見でございます。

考え方12でございます。引き続き個別協議・団体協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討することが適当とまとめていただいております。

続きまして意見13でございます。こちらもJAIPAからです。主要なインターネット通信の県間接続についても、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行うべきであるとの意見でございます。

考え方13でございます。県間通信用設備については、情報通信審議会の答申において、IP音声接続・IPoE接続に用いられるものについて、ボトルネック性を有する設備として制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当とまとめられているものと承知しており、総務省においてはこの趣旨を踏まえて今後制度的な検討を進めることが適当とまとめていただいております。

続きまして意見14から17まで、こちらもJAIPAから網終端装置の関係につきまして、議論すべきであるとの意見を頂いております。

これらについての考え方につきましては、こちらも同様に令和3年度の約款の認可の際の要請を受けまして、NTT東西から総務省に報告がございまして、それに基づいて、現在、接続料の算定等に関する研究会において議論を今後進めていくことが必要であり、その結果に従って必要な対応を取ることが適当と整理いただいております。

ページが飛びまして49ページの下です。意見18でございます。JAIPAから、昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本株式会社のみならず、NTT東日本株式会社においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が長期化しているとの意見が提出されております。

これに対しまして、NTT西日本株式会社からのお詫びに加えまして、開通工事につきましては、必要な人員の採用・育成には相応のコスト・期間がかかるものの、開通までの期間短縮に向けて引き続き各種改善に取り組んでいくとの再意見が出ております。

考え方18でございます。こちらも同様に令和3年度の約款の認可の際の要請に基づきまして、現在、接続料の算定等に関する研究会に対して総務省から報告がなされ、こちらに基づきまして本件に関する議論を進めるとともに、総務省及びNTT東西においてはその議論の結果を踏まえ必要な対応を取ることが適当とまとめていただいております。

意見19以降は個人からの御意見でございまして、必ずしも今回の約款のプロセスに関するものでないものもございしますので、説明は割愛させていただきます。

本件につきましての事務局からの説明は以上でございます。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

それではただいまの御説明につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

大変内容が多岐にわたっておりますので、いかがでしょうか。特にございませんか。

特段意見がないようでございます。それでしたら諮問第3148号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 三友部会長 ありがとうございます。それでは案のとおり答申することといたします。
相田主査、ご報告ありがとうございました。
- 相田接続委員会主査 ありがとうございます。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について【諮問第3149号】

- 三友部会長 それでは続きまして諮問事項に移ります。諮問第3149号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について」、総務省から説明をお願いいたします。
- 瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

それでは資料121-2に基づいて御説明をさせていただきます。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款等の変更の認可について」でございます。

ページをおめくりいただきまして1ページ、こちらは諮問書でございます。説明については2ページ以降で御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして3ページ、変更認可申請の概要でございます。申請者として東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、申請日は令和4年3月18日、先々週の金曜日でございます。申請概要といたしましては、NTT東西が行う電報事業について、電報の取扱通数減少に伴う収益悪化を背景に、経営効率化のため、電報の配達条件及び料金等の変更、見直しを行うものでございます。変更内容及び実施時期としましては、受付時間及び配達関係の変更については令和4年10月予定でございます。料金体系の変更・定文電報の廃止・FAX受付の廃止は令和5年1月予定でございます。

ページをおめくりいただきまして4ページでございます。こちらは現状の電報サービスの概要を記載してございます。左側には基本情報、右側には料金関係を記載してございます。料金関係につきましては、電報の種類のうち通常電報に関しましては一般電報、

慶弔用の電報、また漢字電報、かな電報の区別があり、また料金については文字数により定まってくるものでございます。

ページをおめくりいただきまして5ページでございます。こちらは今回の国内電報サービス提供条件の見直し案の全体像でございます。個別については次のページから御説明させていただきます。全体像だけ簡単に御説明いたします。

①受付時間については、当日配達受付時間を、現在19時までのところを14時に変更。②③については、配達員による配達対象エリア及び配達対象日について、一部の地域や一部日付を除くこととする。こちらは令和4年10月から実施予定でございます。

④受付方法についてでございます。現在、電話、インターネット、FAXによる受付がございますが、FAXについては廃止する。こちらは令和5年1月から予定してございます。

続いて⑤電報の種類でございます。現在、通常電報、定文電報、無線電報がございます。こちらは通常電報のみを残し、残りの2つについては廃止ということで、こちらは令和5年1月から予定してございます。

また、⑥料金についてでございます。現在、様々な複数の料金体系が存在することは先ほど申し上げたとおりでございます。こちらをページ当たりの基本額1,200円ということで料金変更案が出されてございます。Web申込みの場合は1,200円、電話受付の場合はこれに400円、電報託送加算額がつきますので1,600円になります。こちらは令和5年1月からの予定でございます。

ページをおめくりいただきまして6ページから個別に御説明させていただきます。

①当日配達受付時間の変更でございます。こちらは19時から14時までの変更であり、受付時間の変更はございません。こちらの影響度合いについてですけれども、14時から19時までの受付のうち、当日配達の希望通数は66万通、全受付数の16%でございました。法人が54万通と多数を占めているところでございます。

②配達員による配達対象エリア。こちらは配達方法について下の米印に追記してございますので、こちらを先に御説明させていただきます。現行の契約約款では配達の方法を以下のとおりの規定とし、電話による配達、電報配達員による配達と2種類の配達を用意しているところでございます。一般的には電報配達員による配達が主になっているところでございます。②に戻りまして、配達員による配達対象エリアとして、配達員による配達の維持が困難な地域を除く変更を予定してございます。こちらは現在既に配達

員不在のエリアが16配達所、11自治体、人口約9,000人いるところでございます。こちらは電話による配達が行われてございまして、年間137通あったところでございます。

③配達員による配達対象日についてでございます。こちらは配達員による配達の維持が困難な日付や年末年始を除くことを想定してございます。影響としましては、年末年始の配達希望通数としまして4万通、全配達数の約1%でございました。

ページをおめくりいただきまして7ページでございます。こちらは④受付方法のうちFAX受付について廃止したいところでございます。影響につきましては、全受付数のうち18%程度がFAX受付で、事前登録の法人が9割超を占めているところでございます。なおFAX受付に関しましては、耳や言葉が不自由な方向けにはFAXが残るとお伺いしてございます。

続いて⑤電報の種類でございます。通常電報、定文電報、無線電報がございしますが、通常電報は引き続き変更なく残るところでございます。定文電報は、通信文に定文を用いるものとして、例えば「至急電話されたし。」、このようなものを定文として用意しているものですが、こちらについては廃止する。影響としましては年間で110通あったところでございます。無線電報は認可の対象外でございしますが、対船舶との電報サービスについて685通ありましたが、これを廃止したいところでございます。

続いて8ページでございます。こちらは⑥料金についてでございます。現在、料金については、先ほど申し上げたようにWeb申込み、電話申込み、一般、慶弔、漢字、かな、そのような区分で様々な料金体系があるところでございます。そちらを分かりやすい料金体系にということで、1ページ当たり1,200円に変更するところでございます。こちらについて影響を見るために、平均利用額について調べていただきました。

まずWeb申込みについてでございます。こちらは1,690円程度であったと聞いてございます。こちらが1,200円になりますので、81%程度が安くなるのではなかろうかと推計してございます。次に、電話申込みについてでございます。電話申込みの場合は、電報託送加算額400円が追加されるため、1,600円になります。現在の平均利用額、推計値ですけれども1,670円でございますので、52%程度が割安になるのではなかろうかと推計を出しているところでございます。

続いて9ページをおめくりください。こちらは料金の認可申請ということで料金の中身について確認させていただいたところでございます。基本額等の算定方法としまして、

1 ページ当たりの原価を算定し、料金を設定してございます。NTT東西同一の料金になってございます。基本額につきましては1,200円としているところでございますが、こちらについては電報配達費やシステム費、このようなものが原価になっているところでございます。1 ページ当たり原価としましてはNTT東日本としては1,177円、NTT西日本としては1,117円であったところ、1,200円となってございます。2 ページ目以降の加算額としましては、こちらはシステム費などが主な原価になっているところでございます。NTT東日本としては262円、NTT西日本としては285円であったところ、単価としては300円と設定されてございます。

こちらの算定方法につきましては、電報料金の変更時期、令和5年1月から令和7年度末までの3年3か月間の需要見込み及び原価見込みにより算定しているところでございます。

また、報酬についても確認いたしました。報酬は、レートベースを電気通信事業全体に対し設定された報酬率の幅の範囲内から選択した一定率を乗じて算定することになっているところでございます。こちらはNTT東西とも報酬率は適正であったことを確認させていただきました。

続いて電報託送加算額、こちらは認可対象外でございますが、400円の算定根拠についても併せて確認させていただいたところ、こちらの内容については、電話による通信文受付処理対応稼働等のコストを回収しているものでございます。

続いて10ページ、スケジュールでございます。こちらは3月18日に認可申請がなされたところでございます。3月28日、本日でございますが、諮問させていただいて、明日からパブリックコメントに1か月間付させていただければと考えてございます。5月頃に情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け次第、消費者庁協議とございます。消費者庁協議につきましては一番下の米印に書いているところでございます。公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて、国内電報に関する基本的な料金の値上げについては消費者庁との事前協議を要することとなっている関係で、答申を頂き次第、消費者庁協議を行おうと考えているところでございます。そちらが終わり次第、認可となり、その後、NTT東西による周知を挟みまして、令和4年10月と令和5年1月、それぞれ変更を行っていく予定になっているところでございます。

続いて11ページをおめぐりください。こちらはNTT東西の電報サービスと電報類似サービスとの比較と書いてございます。電報は電気通信事業法により独占となっている

るところではございますが、電報に類似した信書便事業者等によりサービスが提供されているところがございます。こちらも当日配達受付の締切りや料金については大体似たようなところになってございます。

続いて12ページを御覧ください。こちらは電報の制度についてでございます。先ほど申し上げたように、電気通信事業法制定時の原始附則により、電報は当分の間、電気通信事業とみなされ、国内電報はNTT東西、国際電報はKDDIのみが独占で行うことができることとされてございます。国内電報の契約約款、料金については両方とも認可の規定が残っているところがございます。

続いて13ページをおめくりください。こちらはNTT東西によるユーザへの周知方法について御参考までに頂いたところがございます。まず、電報サービスの接点で大口のお客様やD-MAILの会員様に様々な案内、または料金等請求書へチラシを同封するなどして周知を行っていくと伺っています。14ページも同様でございます。

15ページをおめくりください。電報の状況でございます。左上の表は電報の利用通数の推移でございます。電報については1963年がピークでございまして、こちらは一般利用が大宗を占めていたところがございますが、現在は2020年、慶弔のシェアが92%を占めており、通数としても約400万通とピーク時から96%減になっているところがございます。

左下を御覧ください。電報サービスの収支の推移でございます。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用通数が大幅に減少したところがございます。2019年まではほぼ黒字を確保していたところではございますが、2020年は大きく赤字になっているところがございます。

右上は電報及び電報類似サービスの市場の状況でございます。こちらはNTT東西の独自の調べになりますので、非公開ではございますが参考までにつけてございます。

右下は電報サービスの配達体制についてでございます。NTT東西合計で約1,000か所の配達所を維持しているところがございます。この一番下、小規模については、年間1,000通未満のところはNTT東日本で241か所、NTT西日本で174か所と半分近くを占めているようなところで、配達体制について喫緊に見直しを行う必要があるところがございます。

続いて16ページ以降は参照条文をつけてございますので、参考にしていただいて、20ページを御覧ください。審査結果でございます。

まず20ページは契約約款の変更認可についてでございます、21ページが料金の変更認可についてでございます。それぞれ、「適」と審査させていただいたところがございます。

次のページ以降は申請書を添付させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

ページをお戻りいただきまして1ページ、諮問書に戻っていただければと思います。こちら諮問書については、参照条文が長いので割愛させていただきますが、2段落目から、当該申請について審査した結果、申請のとおり認可することが適当であると認められたところとしてございます。こちらについて御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申し出ください。

それでは森委員、よろしく願いいたします。

○森委員　　御説明ありがとうございました。

あまり意識的に電報がどのようになっているかと考えたりする機会がありませんでしたので、大変勉強になりました。例えば船舶電報のような、そういうものがあるのだと驚かされるようなサービスもあって、数も非常に減っていて、慶弔中心になっていこうかと思っておりますので、時代の変化に伴ってこのような変更をしていただくことは誠に適切なことであろうかなと思います。

その一方で、口頭でも御説明がありましたけれども、受付方法について聴覚障害・言語障害者についてFAXを残す運用をされると伺いました。Webでの受付もありますが、年代的なこともありますので、聴覚障害・言語障害者については、もしかするとなくなったら困ることもあるのかもしれないので、その点、運用上の御留意を頂く、あるいはこれから周知をしていただくということですが、その際の反応等について御留意を頂きつつお進めいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　ありがとうございました。何か事務局からございますでしょうか。

○瀬島料金サービス課課長補佐　　御意見ありがとうございます。こちらについては今後の検討の参考にさせていただければと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

○三友部会長　　ありがとうございます。続きまして山下委員、お願いいたします。

○山下委員　　ありがとうございます。山下です。

今の森委員の御趣旨とほとんど同じですけれども、先に私が用意していた意見としては、電報の社会的な役割が変わってきたので、それに合わせて業務を効率化することであつたとしても、当初設計時の考え方である、多くの国民にとって緊急連絡用の不可欠な手段としての必要性が全くゼロになったわけではないわけですね。今回の変更は利用者にとって、根本的にはあまり料金が安くなるとか利便性が向上するような変更がなく、ありていに言えば改悪になる部分が非常に多いと思います。

そういうことで言うと、独占をいまだに担保されている、そのくらい不可欠なサービスである本来の趣旨に鑑みたときに不利益な人が生じないように。そういう人の御意見もくみ上げることも効率化と両にらみで大事なのではないかと思います。

どうやって意見をくみ上げるかということですが、既にNTT東西が制度の変更をお考えになったときに十分お調べになっているかと思うのですけれども、あと残された手段はパブリックコメントでお出しになる様々な意見をくみ上げることかなと思いますので、その後、もし変更の設計上見落としていたようなことがあつたら、ためらわずに元に戻すとか改悪を少しでも引き戻すようなこともパブコメの後で考えたいと、私は思いますし、事務局にもそのようにお願いしたいと思っていますところでは。

以上です。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。先ほどの森委員の意見と同様で、大変重要な視点だと思えます。事務局につきましては今のお二方の点をぜひ注意していただいて今後進めていただければと思いますが、事務局として、何か御意見がありましたらお伺いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　　ありがとうございます。明日からパブリックコメントをお願いしているところでございますので、そちらが提出された後、考え方等を整理していく段階でまた御相談させていただければと思います。

以上でございます。

○三友部会長　　分かりました。続きまして藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。ありがとうございます。

今回、電報の改変について、社会的情勢からやむを得ないことなのかなと私も思っています。一方で、11ページで類似の電報サービスを比較すると、どこの事業者も同じ

ようなサービスを行っている状況を鑑みると、この次のページで示されているように電報制度で当面の間電気通信事業とみなすという、ところの見直しも今後考えていかなければいけないと思うところがあります。これは今すぐにといいわけではないと思うのですが、サービスの全体の状況、あと社会的に本当に緊急のサービスはどのくらいあるのかも調べた上で、電気通信事業としないで良いということになりましたら、制度の変更もあるのではと思いますので、この点も今後検討いただければと思います。

以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございます。こちらも大変重要な意見と承りました。事務局、いかがでしょうか。

○瀬島料金サービス課課長補佐　貴重な御意見、ありがとうございます。電報についてもその役割についてはどんどん変化しているところであるとは認識してございますので、今後、様々な状況変化に応じて検討していくことは重要だとこちらでも考えているところでございます。

以上でございます。

○三友部会長　ありがとうございます。

○藤井委員　よろしくお願ひします。

○三友部会長　よろしいでしょうか。ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に追加の御意見等がないようでございますので、それでは本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は3月29日、火曜から4月27日、水曜までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　どうもありがとうございました。それではそのように進めさせていただきます。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続

料等の改定) について【諮問第3150号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3150号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和4年度の接続料等の改定）について」、総務省から説明をお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

それでは資料121-3に基づき御説明いたします。ページをおめくりいただきまして下側のページ番号1ページ、こちらが諮問書となっております。

さらにページをおめくりいただきまして下側のページ番号2ページ、こちらから本件申請の概要を御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして右上のページ番号1ページを御覧ください。本件ですが、NTT東西から令和4年3月22日に申請があったものです。

その内容ですが、LRIC方式により算定した令和4年度の接続料等を反映するため、接続約款の変更を行おうとするものです。代表的な接続料ですが、一番下に記載のとおり、加入電話・メタルIP電話接続機能として、令和4年度に3分間8.49円を適用しようとするものです。

ページお進みいただきまして右肩2ページです。本ページではLRIC方式による接続料算定の概要をお示ししています。右側に書いているとおり、LRIC方式による接続料算定においては、2、3年ごとにLRICモデルの策定及びその適用の決定を行い、その上で、毎年度接続料の算定及び接続約款への反映を行っています。本件が一番下側に赤字で書いている部分、接続約款の変更の申請を受けたものです。

ページお進みいただきまして右肩3ページです。本ページではIP網への移行期間中におけるLRICモデルの適用方法について説明しております。IP網への移行期間中の接続料算定においては、接続ルート切替前後の加入電話・メタルIP電話への発着に係る接続機能を単一の法定機能として新たに規定し、その接続料は、接続ルート切替前の負担額と接続ルート切替後の負担額、これらをIP網へのトラヒック移行割合により加重平均して算定することとしています。この際、接続ルート切替前の負担額の算定には第8次PSTN-LRICモデルを、接続ルート切替後の負担額の算定には第9次IP-LRICモデルを適用することとしています。

本ページの一番下の図に、接続ルート切替前後の代表的な接続機能を $a \cdot b \cdot c \cdot d$ という形でお示ししております。

ページお進みいただきまして右肩4ページです。本ページから、PSTN-LRICモデルによる負担の算定に際しての算定根拠を説明しております。本ページでお示しているものは通信形態別の前年度下期と当年度上期の予測通信量であり、上方の記載のとおり前年度同期に比べて減少しています。また、下方に記載しているGCを経由しないIC接続の通信量については、IP網への移行に伴う縮減率を考慮して算定した数字をお示ししております。

ページお進みいただきまして右肩5ページです。本ページでは、前ページでお示したトラヒックを機能別のトラヒックに換算したもの、またその増減率をお示しております。

ページお進みいただきまして右肩6ページです。これらのトラヒック等を用いて、第8次PSTN-LRICモデルにより算定した主な機能の接続料原価をお示ししています。先のページで御覧いただいたトラヒックの減少に対応する形で、概ね各機能の原価も減少していることを御覧いただけるかと思えます。なお、NTSコストの付け替えについては、本ページ下部の表に示しているとおりです。

ページお進みいただきまして右肩7ページです。本ページから、IP-LRICモデルによる負担の算定に際しての算定根拠をお示ししております。本ページでは、IPモデルに対応した形で通信形態別の予測通信量と、機能別に換算したトラヒックをお示ししています。

ページお進みいただきまして右肩8ページです。前ページで御覧いただいたIPモデルに対応したトラヒックを用いて、第9次IP-LRICモデルにより算定した主な機能ごとの接続料原価をお示ししています。

ページお進みいただきまして右肩9ページです。ここまででお示した第8次PSTN-LRICモデルでの算定結果、また第9次IP-LRICモデルでの算定結果に基づき導出された、今般NTT東西から認可申請がありました各機能の接続料等を、本9ページ及び次の10ページに、①から⑳としてお示ししております。

ページお進みいただきまして右肩11ページです。9ページ及び10ページでお示した接続料等を組み合わせる等して算定された代表的な接続料等をお示ししています。左側 $a \cdot b \cdot c$ は第8次PSTN-LRICモデルに基づいて算定した接続料、右側 d

は第9次IP-LRICモデルに基づいて算定した負担を示したものです。代表的なものを紹介しますと、aのGC接続料は3分当たり7.94円、cのIC接続料は3分当たり9.19円、またIPモデルによるdのIP接料は3分当たり5.68円となっています。

令和4年度分は、これらを91対9の割合で加重平均し、冒頭御覧いただきました加入電話・メタルIP電話接続機能が3分当たり8.49円と算定されます。

ページお進みいただきまして右肩12ページです。本ページではIP網への移行期間中における光IP電話の接続料等を説明しており、当該接続料等のうち中継交換機能はLRIC方式により算定した接続料を用いることとなっていることを示しています。先ほど御覧いただいた①から⑳の中に含まれている中継交換機能の接続料を用いて、光IP電話全体の接続に係る負担を算定すると、下部の表に記載のとおり、令和4年度は3分当たり東日本で1.371円、西日本で1.460円となります。

ページお進みいただきまして右肩13ページです。本ページでは、LRIC方式により算定した3分当たりのIC・GC接続料のこれまでの推移と、今般申請がありました加入電話・メタルIP電話接続機能の3分当たりの接続料を並べてお示ししております。

ページお進みいただきまして右肩14ページです。本ページでは、今般NTT東日本・西日本から報告がありました、加入電話等の接続料に係るスタックテストの結果をお示ししております。下部の表に示しているとおり、利用者料金収入と接続料等の総額の差分が営業費相当基準額を下回っていないことから、加入電話等の通話料について、接続料と利用者料金との関係は、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められないことが確認できます。

ページお進みいただきまして、再度、下側のページ番号17ページを御覧ください。今般NTT東西からありました申請の概要は、これまで御説明したとおりです。この接続料改定のための約款変更に係る認可申請につきまして、総務省として審査基準に照らして審査した結果、本ページ及び次ページにお示しているとおり、該当する事項についてはいずれも適と認められます。したがって、冒頭諮問書で御覧いただいたとおり、本件申請については申請のとおり認可することとしたい旨諮問したところです。

ページお進みいただきまして、審査結果の続きを記載している18ページよりも後には、別添として申請書の写しを付しておりますが、大部となりますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

総務省からの説明は以上でございます。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それではただいまの内容につきまして御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

それでは佐藤部会長代理、よろしく願いいたします。

○佐藤部会長代理 佐藤です。ありがとうございます。

コメントと質問になります。まずコメントとしては、IPモデルに関しては長い時間かけて議論して、開発してきました。今回、段階的ということでもありますけれども、接続料算定においてIPモデルを用いること、また、そのことにより接続料の低廉化が期待できること、これらの点をまずは評価したいと思います。

今後も技術が進歩し市場環境が変化する中、NTTのネットワークも新しいものに変更あるいは更新されていくと思うので、必要に応じてモデルの更新、見直しをすることになるかと思っています。

質問としては、1つは、NTSコストについて、数字が途中で出てきましたが、全般的に小さくなる方向にあるのか、それはPSTNのモデルではあまり変わらないが、IPモデルと加重平均する効果で下がっていくことが期待できるのか、確認したいと思います。

もう1つは、資料12ページだったと思いますが、中継交換機能の単金が令和3年度よりも令和4年度の方が高くなっており、他の単金は変わっていないと思うのですが、中継交換機能の単が高くなったのはなぜか、質問させていただきます。

○三友部会長 ありがとうございます。それではただ今の2つの質問につきまして、事務局から回答いただければと思います。

○河合料金サービス課課長補佐 まず1点目ですが、NTSコストの付け替えについて御質問を頂戴しました。令和4年度以降のNTSコストの付け替えですが、令和4年度、5年度、6年は、先ほど御説明したとおり、PSTNモデルとIPモデルを組み合わせる形で接続料の算定を行うこととなっています。ここで、NTSコストの付け替えは、PSTNモデル側のみで行い、IPモデル側では行わない規定となっています。また、これらモデルの組合せの割合は、令和4年度から令和6年にかけて、IP網へのトラヒックの移行に応じて、IPモデルの割合を増やす形となっています。

このようなことから申し上げられる点として、基本的には、向こう3年間においては、

接続料に占めるNTSコスト付け替えの寄与が相対的に小さくなっていくと考えております。

続きまして、2点目として、接続料の単金の上昇について御質問を頂戴いたしました。基本的に、LRIC方式で算定される接続料の単金の上昇は、回線数やトラヒックの減少が続くことに伴い規模の経済を生かしづらくなる、このようなことの寄与が表れてきていると考えております。

また、ご発言の冒頭でコメントを頂戴したとおり、今般の申請において、IPモデルが初めて実際の接続料の算定に適用される形となっております。令和7年以降の接続料の算定方法はまだ詳細まで決まっておりますが、今後、そうした接続料の算定の在り方について、実際の網の構成等も踏まえて、総務省においてしかるべく検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に1点、先ほどの説明を補足させていただきます。御質問の2点目として頂戴した接続料単金の上昇は、資料12ページの中継交換機能の単金の上昇している点についての御質問でした。こちらにつきましても、基本的には、やはり回線数やトラヒックの減少による単金の上昇の寄与が大きく効いてきていると考えております。中継交換機能の単金については、他方で、IP網への移行に伴い公平性を担保する観点からの一定の処理を行っていることにより、逆に単金下がるという寄与もあるわけですが、これらの競合等の結果、若干の上昇になっているという御説明になろうかと思っております。先ほどまとめて御説明ができず、失礼いたしました。

事務局からの御説明は以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。佐藤部会長代理、よろしいですか。

○佐藤部会長代理 12ページの中継交換機能についての質問は分かりにくかったかもしれせん。御説明ありがとうございました。

○三友部会長 その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではもしも御意見がないようでしたら、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項に従いまして、諮問された内容を報道発表する他、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、本件は、意見招請を経て改正した省令に基づく接続約款の変更であること、認可後の接続約款が速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから、意見招請は1回とし、期間は3月29日、火曜日から4月27日、水曜までといたします。

その後、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それではその旨決定することといたします。

(3) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

○三友部会長 続きまして、報告事項に移ります。「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について」、総務省から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐 総務省でございます。

資料121-4で御説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして、報告概要でございます。

経緯といたしまして、ユニバーサルサービス制度に係る交付金・負担金の額等についての初年度、こちらは平成18年度でございますが、その認可の際に、情報通信審議会から総務省及びNTT東西に対し、設備利用部門の費用の経営効率化等を報告するよう要望があったものでございます。併せて、例年9月の電気通信事業部会に結果の御報告をさせていただいているところでございます。

今回の報告概要でございます。2022年度、令和4年度の計画について、2022年3月1日にNTT東西から報告がございました。内容につきましては利用部門の費用についてでございますが、NTT東日本について2021年度、2022年度とも7%の効率化を図る。また併せてNTT西日本についても2021年度、2022年度とも7%の効率化を図るとの御報告を頂いたところでございます。

参考といたしまして、効率化のための具体的方策でございます。こちらは例年書いていることと同じでございますが、人員のスリム化、業務の集約、資産の活用・スリム化、こういったことを方策として記載されているところでございます。

次のページ以降は実際の報告された内容をつけさせていただいているところでござい

ます。

簡単ではございますが、報告概要は以上になります。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして御意見あるいは御質問がありましたら、チャット機能にてお申し出ください。

例年の内容ではございますけれども、もし御質問がございましたらお願いいたします。

特に質問はございませんでしょうか。それでは特にコメント、質問はございませんので、こちらにつきましては御報告をお認めいただいたことにさせていただきたいと思えます。

○三友部会長　　以上で本日の審議は終了いたしました。全体を通してでも結構ですので、何か委員の皆様からございますでしょうか。事務局からございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　　事務局でございます。

来年度の電気通信事業部会のスケジュールについては先般御案内をしているとおりでございます。5月は27日を予定しております。また事前には別途御連絡を差し上げますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　　ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会